

「元気発進！子どもプラン」の次期計画(素案)の概要

1 計画策定の趣旨

出生率の低下等により少子化が進む中、子育てへの不安・孤立感を持つ保護者の増加や待機児童の発生など、子どもや家庭をめぐる環境が厳しさを増しています。これらの課題に対応し、子育てしやすい社会となるためには、国や地域をあげて子育てを支援する新しい仕組みを構築することが求められています。

このような中、子ども・子育て支援法や次世代育成支援対策推進法が制定、または改正され、市町村は子どもや子育てに関わる支援を総合的に提供するための計画を策定することが定められました。

これまで本市は、「元気発進！子どもプラン(平成 22～26 年度)」等に基づき、保健・医療・福祉・教育をはじめ生活環境など幅広い施策を展開し、総合的なまちづくりを進めてきました。しかしながら、少子化が進む時代に対応し、新たな一步を踏み出すためには、子どもが健やかに生まれ、子どもを生き育てることの喜びを実感できるまちの実現に向けた取り組みを、より一層充実・強化する必要があります。

そこで、本市は国の動向や既存計画の成果や課題に加え、子どもや家庭の状況や市民の意見を踏まえ、今後5年間(平成 27～31 年度)の本市の子育て施策の基本的方向や具体的な取り組みを示す次期子どもプランを策定しました。

2 計画の位置付け

- 北九州市の子どもの健全育成や子育て支援の基本的方向および具体的な取り組みを示す計画(※次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「次世代育成行動計画」と、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を合わせた計画)
- 北九州市基本構想・基本計画のまちづくりの基本方針の一つである「人づくり」を、具体化するための分野別計画

3 計画の対象

- 全ての市民

※なお、本計画における「子ども」とは、18 歳未満の全ての子どもを基本とする。「若者」とは、思春期、青年期の者に加え、社会生活を円滑に営む上で困難を抱えている 40 歳未満までの者も含む。

4 計画期間

- 平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間

5 北九州市の子どもや子育てを取り巻く現状と課題

(1) 本市の現状

- 本市の人口は、昭和 54 年をピークに減少傾向にあり、平成 25 年には 968,122 人になりました。年齢区分別割合を見ると、昭和 55 年から平成 22 年の 30 年の間

に、14歳以下は約10.1ポイント減少し平成22年には13.0%に、15歳～64歳は6.4ポイント減少し61.7%に、65歳以上は16.5ポイント増加し25.2%になるなど少子高齢化が進んでいます。

- 本市の平成24年の出生数は8,213人、合計特殊出生率(女性が一生の間に生むと推定される子どもの数)は1.53で、いずれも過去最低となった平成17年(出生数8,196人、合計特殊出生率1.30)と比較すると増加しています。しかし、人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準と言われる2.1を下回っています。
- また、初婚年齢が遅くなる晩婚化や第1子出生時の母親の平均年齢が上昇する晩産化が進行しており、少子化の原因となっています。

(2) 元気発進！子どもプランの取り組みと課題

① 取り組み内容

「元気発進！子どもプラン(平成22～26年度)」に基づき、保健・医療・福祉・教育をはじめ生活環境等の幅広い分野で、総合的に子育て支援に取り組み、24時間対応の小児救急医療の提供、待機児童の解消や多様な保育サービスの実施、放課後児童クラブの全児童化に加え、母子保健や青少年の健全育成、ワーク・ライフ・バランスの推進などの施策を実施しました。

② 課題

これまでの取り組みの成果や課題、子どもや家庭の状況、市民ニーズを踏まえ、「年間を通じた待機児童の解消」「少子化社会の問題への対応」「妊娠・出産・育児期を通じた保健指導や相談体制の確保」「ワーク・ライフ・バランス推進のための働き方やライフスタイルの見直し」「青少年の非行防止や立ち直り支援」「ひとり親家庭への就業・経済的支援、子育て・生活支援」「子育てに関する情報提供の充実」などの課題に対応する必要があります。

6 基本理念と計画の視点

(1) 基本理念

「子どもの成長」と「子育て」を地域社会で支え合う“まちづくり”
～「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指して～

(2) 5つの視点

「子どもが主体の視点」「全ての子どもと家庭を支える視点」
「子どもの成長と次代の親づくりの視点」「親としての成長を支える視点」
「地域社会全体で支援する視点」

7 計画の構成 ※別表のとおり

- 4つの政策分野と14の施策(次世代育成行動計画部分)
- 北九州市子ども・子育て支援事業計画

8 施策ごとの主な取り組み

政策分野1 安心して生み育てることができる環境づくり

■施策(1) 母子保健

* 方向性 「母子の健康の保持・増進による安心して生み育てるための環境づくり」

① 安全に安心して妊娠・出産できる環境づくり

- ・母子健康手帳交付時の面接や母親学級等での必要な知識の普及や相談体制の充実、情報提供などにより、母体の心身の変化が著しい妊娠、出産期における不安の軽減と、健康管理を推進します。

【主な事業】 母親学級等の実施、母子健康診査、
新規（仮称）生涯を通じた女性の健康支援・妊娠・出産包括支援事業など

② 発達の気になる子どもの早期発見、早期支援体制の強化

- ・乳幼児健診の実施や関係機関との連携などにより、発達の気になる子どもの早期発見および早期支援体制の強化を図ります。

【主な事業】 わいわい子育て支援事業 など

③ 養育支援の必要な家庭に対する支援の充実

- ・10代の妊婦や産後うつ、乳幼児健診未受診などで養育困難な状況にある家庭に対して、乳児家庭の全戸訪問や関係機関と連携した地域での見守り体制の強化などにより、継続した支援を行います。

【主な事業】 生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業、
妊娠期からの養育支援事業 など

④ 基本的な生活習慣の定着や食育の推進

- ・育児教室や育児相談等のさまざまな機会を捉え、基本的な生活習慣に関する知識の普及を図り、情報提供を行うとともに、乳幼児の発達段階に応じた食育を推進します。

【主な事業】 親子で進める食育教室 など

⑤ 適切な思春期保健の推進

- ・保健、学校、医療等の関係機関が連携して、子どもが思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にする思春期保健の推進を図ります。

【主な事業】 思春期保健連絡会 など

■施策（２）母子医療

* 方向性 「周産期医療体制や小児救急医療体制の維持・確保」

① 周産期医療・小児救急医療体制の維持・確保

- ・安心して子どもを産み育てることができるよう、周産期医療や小児救急医療などの体制を維持します。

【主な事業】 周産期医療体制の維持・確保、乳幼児等医療費支給事業
小児救急医療体制の維持・確保 など

② 子どもの感染症予防の推進

- ・感染症から子どもを守り、安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、定期予防接種の必要性について理解を深め、接種率の向上など、適切な実施に取り組めます。

【主な事業】 予防接種事業

③ 不妊治療に関する支援の充実および市民の理解促進

- ・不妊治療について経済的負担の軽減を図るとともに、不妊に関する広報等を行い、治療を行う夫婦のみならずその家族や市民にも不妊治療に関する理解を深めます。

【主な事業】 不妊に悩む方への特定治療支援事業および不妊等専門相談

■施策（３）子育ての悩みや不安への対応

* 方向性 「市民みんなで子どもや家庭を支援する、子育てに優しい地域社会の実現」

① 地域における子育て支援の環境づくり

- ・身近な地域における子育てを支えるネットワークづくりなど地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを進めます。また、子育て家庭の状況に応じて、必要な人に

必要な経済的支援を適切に行います。

【主な事業】 赤ちゃんの駅登録事業、親子ふれあいルームの充実、
新規（仮称）地域みんなで子育て支援事業 など

② 市民が利用しやすい相談体制

・子育てに悩みや不安を持つ保護者が、分かりやすく利用しやすい相談体制を整備します。

【主な事業】 子ども・家庭相談コーナー運営事業、
「24時間子ども相談ホットライン」事業 など

③ 必要とされる子育てに関する情報が市民に届く仕組みづくり

・子育て中の人を知りたい情報を手軽に入手できるよう、情報誌やホームページなどを活用した情報提供を行います。

【主な事業】 子育て支援に関する情報発信の充実・強化 など

④ 多様化・複雑化した悩みへの支援(これまでの施策の分類に当てはまりにくい取り組み)

・子育ての悩みは、社会環境の変化に応じて多様化・複雑化してきており、これまでなかったような悩みも発生しています。これらの悩みに対応し、少しでも軽減が図られるよう、工夫しながら支援に取り組みます。

【主な事業】 新規 結婚を希望する若者への支援 など

■施策（４）家庭の教育力の向上

* 方向性「学習機会や情報の提供などによる家庭の教育力の向上」

① 子どもの健全育成の基礎となる家庭の教育力の向上

・家庭において、基本的な生活習慣や規範意識等を身に付けるとともに、親子のコミュニケーション力を高めることができるよう、学習の機会や情報提供、啓発活動を行うことにより、家庭の教育力の向上に取り組みます。

【主な事業】 家庭・地域への啓発事業、家庭内事故防止のためのPR など

② 地域等と連携した家庭の教育力の向上

・地域等でのさまざまな取り組みを通じて、家庭の教育力の向上を図ります。

【主な事業】 北九州市子どもを育てる10か条の普及促進活動 など

③ 非行や虐待を生まないための家庭の教育力の向上

- ・非行や虐待の未然防止はもとより、再発を防ぐため、地域や関係団体と連携しながら、家庭の教育力の向上を図ります。

【主な事業】 家族のためのペアレントトレーニング事業 など

■施策（５）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- * 方向性 「子育てしやすい環境づくりのための仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」

① 事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進

- ・「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を中心に、長時間労働の抑制や年休の取得促進など、健康で豊かな生活に向けた働き方の見直しを働きかけていきます。

【主な事業】 北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会の運営、
企業や地域等でのワーク・ライフ・バランスの取り組み支援 など

② 男性の家事・育児への参画促進

- ・男性の家事や子育てへの参画を進めるとともに、男女で協力しながら子育てしやすい環境づくりを進めます。

【主な事業】 男性の家事・育児参画促進、
新規 父親になる人への情報発信 など

■施策（６）安全・安心なまちづくり

- * 方向性 「子育て家庭が安全に安心して生活できる、公園、道路、住居等の都市環境づくり」

① 子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備

- ・市民に身近な公園を、地域住民の意見を取り入れながら整備するとともに、小さな子どもの利用に配慮するなど、子育て家庭が安全に安心して遊ぶことができ、利用しやすい公園や遊び場を整備します。

【主な事業】 新規 子どもの安全・成長に配慮した公園整備事業、
新規 安全・安心を高める防犯環境整備モデル事業 など

② 安全・安心を実感できるまちづくりの推進

- ・「北九州市安全・安心条例」を制定し、安全・安心に関する意識の高揚を図るとともに、地域における自主的な防犯・防災活動への参加を促進します。
- ・「地域安全マップづくり」や「安全セミナー」、消防士による救命救急等の体験授業の実施など、特に子どもに配慮した安全・安心の取り組みを推進します。

【主な事業】 **新規** GIS防犯情報、防災・安全教育の推進 など

③ 子育てに優しい都市環境の整備

- ・ゆとりある道路や立体横断施設のエレベーターなど、バリアフリーのまちづくりを推進し子育て家庭をはじめ、市民が安全に安心して利用できる道路や施設などの都市環境整備を進めます。

【主な事業】 安全で歩行者等にも優しい道路整備 など

④ 子育てしやすい住環境の提供

- ・子育て家庭向けの良質な賃貸住宅の提供や、市営住宅においての多子世帯や母子・父子世帯への優先入居など、安全で快適な住宅を確保するとともに、家庭内事故防止のための啓発など、子どもを生き育てやすい住環境づくりを進めます。

【主な事業】 多子世帯向け市営住宅への優先入居 など

⑤ 交通安全の推進

- ・交通事故防止のための安全運動や啓発活動を推進し、シートベルト・チャイルドシートの着用の徹底など、交通事故のない安全なまちづくりを進めます。

【主な事業】 交通安全の推進 など

政策分野2 子どもの育ちを支える幼児期の学校教育や保育の提供

■施策（7）幼児期の学校教育や保育の提供

- * 方向性 「多様なニーズに応えながら、子どもの健やかな成長を支える質の高い幼児期の学校教育・保育の提供」

① 保育の量の確保と教育・保育の質の向上

- ・「北九州市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画的に教育・保育を提供することで、年間を通じた待機児童の解消を図ります。また、保育士等の人材確保に取り組みます。
- ・教育・保育の質の向上を図るため、体系的な研修等を通じて幼稚園教諭、保育士等の専門性の向上に取り組みます。
- ・幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の普及を図ります。
- ・新しい時代に対応した公立の施設となるため、市立幼稚園については研究実践園としての役割に応じた体制の見直し、直営保育所については、特別な支援を要する子どもや家庭の支援を行うなどの機能強化を図るとともに、民営化による施設の再編を行います。

【主な事業】 **新規** 認定こども園の運営支援・整備事業、
新規 小規模保育の運営支援・設置促進事業、
新規(仮称)保育士・保育所支援センターの開設・運営、
幼児教育の振興、保育所保育士加配 など

② 幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育サービスの充実

- ・子どもの生活リズムに十分配慮しながら、幼稚園における預かり保育や保育所における延長保育、休日保育など、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

【主な事業】 延長保育事業、一時保育事業、病児・病後児保育の充実など

③ 幼稚園、保育所等における障害児保育の充実

- ・障害のある子どもの成長を支え、また保護者の子育てを支援するため、関係機関との連携を深めながら、障害児保育の充実に取り組みます。

【主な事業】 専門機関との連携による保育所での発達障害児支援の充実、
障害児保育の充実 など

④ 保育所、幼稚園等と小学校の連携の充実

- ・保育所、幼稚園等と小学校間が連携し、保育所、幼稚園等の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図ります。
- ・教育・保育に必要な情報伝達を行う仕組みとして、保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録を作成・活用します。

【主な事業】 保育所、幼稚園、小学校の連携

⑤ 幼稚園、保育所等における子育て支援の充実

- ・家庭における子育てを支援するため、育児相談や親子遊び、地域交流など、幼稚園、保育所等の機能を生かした取り組みを一層充実します。
- ・認定こども園については、幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設として、通っていない子どもの家庭も含め、「子育て相談」、「親子の集いの場」などの子育て支援を行います。

【主な事業】 子育て支援総合コーディネーター事業、親子通園事業 など

⑥ 教育・保育に関する情報提供

- ・幼児期の学校教育・保育を希望する保護者が、そのニーズに応じた施設や事業を選択できるよう、区役所での対応や、ホームページなどを活用した情報発信を行います。

【主な事業】 **新規** 保育サービスコンシェルジュ配置事業 など

政策分野3 子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり

■施策（8）放課後児童クラブ

- * 方向性 「希望する全ての子どもが入所でき、充実した活動ができる放課後児童クラブの実現」

① 放課後児童クラブの運営基盤の強化

- ・放課後児童クラブの施設整備や利用内容の充実など、運営基盤の強化を図ります。

【主な事業】 放課後児童クラブにおける児童受入のための施設整備、放課後児童クラブの利用内容の充実 など

② 放課後児童クラブの魅力向上

- ・放課後児童支援員等の資質向上など放課後児童クラブの運営体制の充実を図るとともに、クラブの活動内容の充実を目指して、学校や地域との連携を図り、魅力あるクラブの運営を促進します。

【主な事業】 放課後児童クラブの運営体制の充実、放課後児童ヘルパーの活用 など

■施策（９）青少年の健全育成

*方向性「家庭・地域・学校・行政等の連携による、青少年健全育成のための社会環境づくり」

① 青少年への社会体験活動等の機会や場の提供

- ・次世代を担う青少年が社会とのかかわりを自覚し、自己を確立・向上していけるよう、青少年に社会体験活動等の機会や場を提供します。
- ・青少年の体験活動を支える青少年施設のあり方検討を進めます。

【主な事業】 青少年体験活動活性化事業、
新規 外遊び(プレイパーク)の検討、青少年施設のあり方の検討
など

② 有害環境から青少年を守り、非行を未然に防止するための取り組みの推進

- ・青少年を有害環境から守るため、地域と連携し、有害環境の浄化とともに、非行防止に取り組みます。

【主な事業】 非行防止活動の推進、
出会い系サイトをはじめとする有害環境対策事業 など

③ 危険ドラッグをはじめとする薬物の乱用防止対策の推進

- ・警察や薬剤師会、地域団体等との連携を図り、薬物乱用防止教室や各種キャンペーン等を行い、危険ドラッグをはじめとする薬物乱用の撲滅機運を高めるための取り組みを推進します。

【主な事業】 危険ドラッグをはじめとする薬物の乱用防止に向けた広報・啓発
など

④ 不登校やいじめの未然防止、解消に向けた取り組みの推進

- ・いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめ防止対策を充実していく上での体制整備を図るとともに、関係機関との連携を密にしていきます。
- ・生徒指導や教育相談活動を通じて不登校やいじめの未然防止、解消を目指します。
- ・的確に実態を把握し、きめ細かな対応を行うとともに、取り組みの点検や充実を図ります。

【主な事業】 いじめ対策の充実、不登校対策の充実 など

⑤ デートDV予防啓発の推進

- ・デートDV(高校生や大学生等の若年層における交際相手からの暴力)について、若年層を対象とした出前講演等を開催し、理解促進と予防啓発を図ります。

【主な事業】 デートDV予防啓発事業

■施策(10) 子ども・若者の自立や立ち直りの支援

- * 方向性 「社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている若者が自立できる社会環境づくり」

① 若者の自立を支援する環境づくり

- ・現代の若者の悩みやトラブルは複合化・複雑化しており、不安定な雇用やニート(若年無業者)、ひきこもりなどに対応するためには、従来の個別分野における対応では限界があります。若者が自立できるまで、継続性のある有効な支援を行っていくため、教育、福祉、保健・医療、矯正・更生保護、雇用等の関連機関・団体が連携し、若者を総合的にサポートする環境づくりを行います。

【主な事業】 子ども・若者応援センター「YELL」の運営、ユースステーションの運営 など

② 非行からの立ち直りを支える取り組みの推進

- ・警察や保護司会、協力雇用主会等、関係機関・団体との連携を図り、非行相談や、家庭環境等に問題を抱える青少年の居場所づくり、非行歴のある青少年の就労支援等、地域の理解を深め、非行からの立ち直りを支えるための取り組みを推進します。

【主な事業】 北九州市青少年支援拠点「ドロップイン・センター」の運営、協力雇用主と連携した就労支援 など

政策分野4 特別な支援を要する子どもや家庭への支援

■施策(11) 社会的養護が必要な子どもへの支援

- * 方向性 「社会的養護が必要な子どもが、それぞれの子どもにあった生活環境で、健やかに生まれ、自立できる社会環境づくり」

① 児童養護施設における生活環境整備等の促進

- ・児童養護施設において、家庭的養護を推進するための小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の設置を進めるとともに、子どもたちへの支援をさらに充実するため、職員の資質の向上等を図ります。
- ・就職・進学に際し、児童が希望する進路を選択できるよう、自立に向けた支援を行います。

【主な事業】 地域小規模養護施設・小規模グループケアの実施、
児童養護施設等入所児童への運転免許取得費助成など自立
支援事業 など

② 里親や小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の普及促進

- ・家庭的な養育環境としての里親、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の普及を促進し、児童養護施設とあわせて、それぞれの子どもにあった養育環境を提供することで、子どもの置かれた状況に応じた社会的養護を実施します。

【主な事業】 ファミリーホームの運営、里親促進事業 など

■施策(12) ひとり親家庭への支援

* 方向性 「ひとり親家庭が自立し、安定した生活を営むことができる社会環境づくり」

① ひとり親家庭の生活の安定と向上

- ・就業により収入を安定的に確保するため、就業支援のさらなる充実を図るとともに、各家庭が自立に必要な施策を有効に活用できるよう情報提供を充実するなど、総合的な自立支援を行います。

【主な事業】 ひとり親家庭のための合同就職説明会、
母子・父子福祉センター事業、 **新規** 子どもの学習支援 など

■施策(13) 児童虐待への対応

* 方向性 「児童虐待の発生予防に努めるとともに、早期発見、早期対応により、虐待が深刻化する前に適切な支援ができる社会環境づくり」

① 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応および適切な支援

- ・育児不安の軽減を図るなど、児童虐待の発生予防に取り組み、虐待に至る前に

気になるレベルで適切な支援を行うとともに、児童虐待が発生した場合、虐待が深刻化する前に早期発見・早期対応に努めます。

- ・子どもの安全を守るための一時保護や虐待後のケアなど、家族の再統合に向けた保護者への支援を進めます。

【主な事業】 児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応および児童への支援のための連携強化、
【新規】 児童虐待防止医療ネットワーク事業 など

■施策（14）障害のある子どもへの支援

* 方向性 「障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくり」

① 障害のある子どもの早期発見と相談・支援体制の強化

- ・障害のある子どもに早い時期から適切にかかわるとともに、障害のある子どもも、ない子どもも、共に育ち生活できるまちづくりを推進します。
- ・早期発見の取り組みを強化すると同時に、相談支援機関の連携強化など、必要な相談・支援ができる体制を確保します。

【主な事業】 総合療育センターの機能の強化、在宅障害児支援の充実 など

② 保育所等での障害のある子どもの受け入れや保育内容の充実と、小学校等入

学時の情報伝達の強化

- ・障害のある子どもへの支援は、通所施設での専門的療育訓練や医療機関での治療だけでなく、さまざまな集団生活の場における療育支援も必要です。このため、幼稚園、保育所等においても医療機関との連携により、障害児の受け入れや保育内容の充実を図ります。
- ・小学校入学時に幼稚園、保育所等から円滑な接続ができるように、小学校等との連携の強化を図ります。

【主な事業】 幼稚園・保育所等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化 など

③ 障害のある子どもの放課後対策の充実

- ・障害のある子どもの放課後や長期休暇等の居場所の充実を図るとともに、障害のある子どもの地域での受け入れを促進します。

【主な事業】 放課後等デイサービスの充実 など

④ ライフステージを通じた相談支援体制の強化とレスパイトなど保護者の負担軽減の充実

減の充実

- ・障害のある子どものライフステージを通じた、一貫した相談支援体制を整備するとともに、「気になる」段階から気軽に相談できる、利用しやすい身近な相談窓口を整備します。
- ・家族を支援する観点から、障害のある子どもの特性に合わせた養育支援やきょうだい児の心理的ケア、レスパイト(一時的休息)の確保など保護者の負担軽減を図ります。

【主な事業】 北九州市障害者基幹相談支援センターの運営、
新規 特別支援学校における就労支援事業 など

⑤ 重度の障害のある子どもへの支援の強化

- ・重度の障害があっても、地域で安心して暮らせるよう、障害のある子どもの特性に応じた支援を強化します。
- ・特に、重症心身障害児が利用できるショートステイや通所などの福祉サービスの充実を図るとともに、入所施設においては、障害のある子どもの特性に応じた支援の強化を図ります。

【主な事業】 小池学園居住環境改善事業 など

⑥ 発達障害のある子どもへの支援の充実

- ・発達障害のある子どもへの支援の充実を図るため、子どもの個々の特性や関わり方、支援のポイントなどの情報を支援機関に伝達できるサポートファイル「りあん」を活用し、乳幼児期から成人期まで一貫した支援が可能となる仕組みづくりを行います。
- ・発達障害児(者)支援の中核機関である「発達障害者支援センター」の相談支援体制の一層の充実を図ります。

【主な事業】 発達障害者支援センターの充実、
発達障害者のためのサポートファイル「りあん」の普及 など

9 北九州市子ども・子育て支援事業計画

* 量の見込みとは、「北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート」などで把握した、子ども・子育て支援に対する市民のニーズ量(人数、回数等)を示しています。

* 確保の方策とは、その市民ニーズに対する子ども・子育て支援の提供内容を示しています。

(1) 教育・保育の量の見込みと確保の方策(市全域)

○ 教育・保育提供区域の設定

・教育・保育提供区域は、基礎的な行政単位である行政区(門司区、小倉北区、小倉南区、若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区)を単位として設定します。

○ 教育・保育の量の見込みと確保の方策

・教育・保育の量の見込みは、「北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート」から把握した教育・保育の利用意向と、国の手引きに基づき算出した平成27～31年の推計児童数を勘案し算定しました。

・国の方針に従い、平成29年度までの待機児童の解消を目指しています。平成29年度と31年度の2号認定の子どもで、教育・保育の量の見込みが確保の方策を上回る状況になっていますが、幼稚園の預かり保育の利用などにより、必要な保育を提供します。

【市全域】

(単位:人)

区分	27年度			29年度			31年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
量の見込み ^a	11,453	12,626	9,895	11,195	12,342	9,737	10,975	12,099	9,323	
確保方策 ^b	教育・保育	1,599	9,572	8,767	7,331	10,343	9,812	11,291	10,943	10,172
	*1	13,206			7,024			2,104		
	地域型保育		28	572		57	1,046		57	1,046
b-a	3,352	▲3,026	▲556	3,160	▲1,942	1,121	2,420	▲1,099	1,895	

※1号とは、子どもが満3歳以上で幼児期の学校教育を希望する場合。

※2号とは、子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合。

※3号とは、子どもが3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合。

※教育・保育とは子ども・子育て支援新制度の施設型給付の対象となる認定こども園、幼稚園、保育所。

※地域型保育とは、子ども・子育て支援新制度の地域型保育給付の対象となる小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業。

*1:確認を受けない幼稚園(現行制度のままの幼稚園)。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策(市全域)

地域子ども・子育て支援事業における各事業の量の見込みは、「北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート」から把握した利用者のニーズや各事業の実績、推計児童数等を勘案し算定しました。

各事業は計画期間中(平成27～31年度)に、量の見込みに対応した子ども・子育て支援を提供する計画を策定しています。

① 妊婦健康診査

区分	27年度	29年度	31年度
量の見込み	8,486人 健診回数 118,804回	8,116人 健診回数 113,624回	7,776人 健診回数 108,864回
確保の方策	[実施場所・実施体制]北九州市、福岡県、下関市の産科、助産所 [検査項目]厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる [実施時期]通年	[実施場所・実施体制]北九州市、福岡県、下関市の産科、助産所 [検査項目]厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる [実施時期]通年	[実施場所・実施体制]北九州市、福岡県、下関市の産科、助産所 [検査項目]厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる [実施時期]通年

② 生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業

区分	27年度	29年度	31年度
量の見込み	7,946人	7,600人	7,281人
確保の方策	[実施体制] 363人 [実施機関] 北九州市等	[実施体制] 363人 [実施機関] 北九州市等	[実施体制] 363人 [実施機関] 北九州市等

③ 育児支援家庭訪問事業

区分	27年度	29年度	31年度
量の見込み	2,538人	2,692人	2,856人
確保の方策	[実施体制] 101人 [実施機関] 北九州市等	[実施体制] 101人 [実施機関] 北九州市等	[実施体制] 101人 [実施機関] 北九州市等

④ 保育サービスコンシェルジュ

区分	27年度	29年度	31年度
量の見込み	7か所	7か所	7か所
確保の方策	7か所	7か所	7か所

⑤ 親子ふれあいルーム、地域子育て支援センターなど

区分	27年度	29年度	31年度	
量の見込み	610,704人回	601,056人回	576,468人回	
確保の方策	地域子育て支援拠点事業および類似の施設・事業	23か所	21か所	21か所
	その他の施設・事業	74か所	74か所	74か所

※地域子育て支援拠点事業および類似の施設・事業とは、親子ふれあいルーム(一部の児童館内にある親子ふれあいルームを含む)や保育所にある地域子育て支援センター、子どもの館、子育てふれあい交流プラザを指します。

※その他の施設・事業とは、フリースペースがある市民センターを指します。

⑥ ショートステイ事業

区分	27年度	29年度	31年度
量の見込み	858 人日	840 人日	817 人日
確保の方策	858 人日	840 人日	817 人日

⑦-1 一時預かり事業／幼稚園預かり保育

区分		27年度	29年度	31年度
量の見込みa	1号	97,260 人日	95,119 人日	93,515 人日
	2号	867,788 人日	849,595 人日	835,352 人日
確保の方策b	一時預かり事業 (在園児対象型)	270,000 人日	500,000 人日	850,000 人日
	(従来の預かり保育)	711,000 人日	454,000 人日	104,000 人日
b-a		15,952 人日	9,286 人日	25,133 人日

⑦-2 一時預かり事業／一時保育事業ほか 2 事業

区分		27年度	29年度	31年度
量の見込み a		349,311 人日	342,851 人日	330,993 人日
確保の方策 b	一時保育事業	274,248 人日	302,376 人日	309,408 人日
	ほっと子育て支援	13,565 人日	22,422 人日	33,592 人日
	トワイライトステイ	168 人日	208 人日	252 人日
b-a		▲61,330 人日	▲17,845 人日	12,259 人日

⑧ 延長保育事業

区分		27年度	29年度	31年度
量の見込み a		3,803 人	3,730 人	3,610 人
確保の方策 b	保育所	3,234 人	3,402 人	3,444 人
	認定こども園	42 人	126 人	294 人
b-a		▲527 人	▲202 人	128 人

⑨ 病児・病後児保育事業

区分	27年度	29年度	31年度
量の見込み a	41,444 人日	40,704 人日	39,507 人日
確保の方策 b	32,230 人日	38,090 人日	41,020 人日
b-a	▲9,214 人日	▲2,614 人日	1,513 人日

⑩ ほっと子育てふれあい事業(就学後)

区分	27年度	29年度	31年度
量の見込み a	7,666 人日	7,685 人日	7,675 人日
確保の方策 b	3,391 人日	5,606 人日	8,398 人日
b-a	▲4,275 人日	▲2,079 人日	723 人日

⑪ 放課後児童クラブ(放課後健全育成事業)

区分	27年度	29年度	31年度
量の見込み a	11,161人 (132か所)	11,753人 (133か所)	11,670人 (133か所)
確保の方策 b	12,051人 (132か所)	12,244人 (133か所)	12,244人 (133か所)
b-a	890人 (0か所)	491人 (0か所)	574人 (0か所)

(3) 認定こども園の普及(市全域)

認定こども園は、教育・保育施設の利用状況や利用者の希望とともに、幼稚園、保育所等事業者の意向等を踏まえ、認定こども園への移行支援、普及に努めていきます。

○ 目標設置数・設置時期(市全域)

区分	市全域
設置数	27施設
設置時期	平成31年度まで

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業、小学校との連携

地域型保育事業と保育所等との連携については、小規模保育事業など地域型保育事業に連携施設を設定することや各区役所に保育サービスコンシェルジュを配置することで、保育所等への円滑な接続を確保していきます。

また、保育所、幼稚園等から小学校への接続については、関係者が保幼小連携推進連絡協議会を設置し、連絡・連携体制づくりを進めるとともに、合同研修会の開催や啓発用パンフレットの活用など連携の質の向上にも努めていきます。

(5) 幼児期の学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保と、資質向上のための取り組み

教育・保育等に従事する者の確保については、保育士資格取得見込みの学生等を対象にした就職説明会や保育士資格を再活用するための研修を実施するとともに、保育士の処遇改善に取り組む施設への支援を行います。また、福岡県が都道府県子ども・子育て支援事業計画において定める、保育士等教育・保育に従事する者の確保に係る取り組みと連動しながら、人材の確保に努めます。

教育・保育の質の向上については、幼稚園教諭や保育士等を対象に実施する研修内容を充実し、専門性の向上を図ります。

地域子ども・子育て支援事業についても、関係職員を対象とする研修の実施はもとより、さまざまな専門機関との連携などにより子どもの処遇や支援内容の充実に努めます。

《参考》 事業や用語の説明

○北九州市子ども・子育て支援事業計画の中で使用している事業や用語

用語	説明
子ども・子育て支援新制度	平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」など子ども・子育て関連3法に基づく制度。市町村を実施主体として、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、量の拡充や質の向上を図る。
小規模保育事業	小人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業。
家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象に、きめ細かな保育を行う事業。
事業所内保育事業	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業。
居宅訪問型保育事業	障害・疾病の程度を勘案して、集団保育をすることが非常に難しい子どもや、母子・父子家庭の保護者が夜間や深夜に勤務する等、居宅訪問型保育が必要とされる場合に、保護者の自宅で1:1の保育を行う事業。
妊婦健康診査	妊婦の健康管理のため健康診査(助成回数 14 回)を実施する。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの赤ちゃんのいる全ての家庭を対象に区役所の保健師等の専門職や地域支援者が訪問し子育て情報の提供を行うとともに、赤ちゃんの健康状態、育児や産後の生活等について幅広く相談に応じる。
育児支援家庭訪問事業	出産後間もない時期やさまざまな原因で養育が困難になっている家庭に対して保健師、助産師などが訪問し、子育てに関する情報提供や専門的支援を行う。
保育サービスコンシェルジュ	区役所において、保育を希望する保護者の相談に応じ、ニーズを把握した上で、認可保育所のほか、一時保育や幼稚園預かり保育などの多様なサービスについて情報提供を行う。
親子ふれあいルーム	乳幼児を持つ保護者の子育てへの不安を軽減するため、親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談ができるスペースを区役所または近接する公共施設等で運営している。
地域子育て支援センター	就学前児童を対象に、親子で利用できるフリースペースを開放して遊びの場を提供し、保育士が利用者同志の交流の援助、悩みや不安の相談への対応などを行う。また、育児講座の開催やサークル運営に関する相談・援助なども行う。
ショートステイ	保護者の疾病、冠婚葬祭、出張等で、一時的に家庭で子どもの養育が困難になったときに、児童養護施設や乳児院で子どもを一時保育する。

トワイライトステイ	保護者の仕事の都合などにより帰宅が夜間にわたるため子どもの養育が困難な場合に、児童養護施設に通所させ、生活指導や夕食の提供を行う。
ほっと子育てふれあい事業	「ほっと子育てふれあいセンター」において、地域で子育ての援助を行いたい会員(提供会員)と子育ての援助を受けたい会員(依頼会員)とでボランティア組織をつくり、子育てサービスを行う。
幼稚園預かり保育	幼稚園において、通常の見園時間を延長し子どもを預かる。
一時保育事業	保護者のパート就労や冠婚葬祭、育児リフレッシュ等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育する。
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化、職住の遠距離化などに伴う保育時間延長への保護者ニーズに対応するため、保育時間を午後7時(一部午後8時)まで延長している。
病児・病後児保育事業	病期中、または病気やけがの回復期にあり、保育所等での集団保育が困難な期間で、保護者が勤務の都合等により家庭で保育を行うことが困難な場合に、病児・病後児保育室で保育を行う。
放課後児童クラブ	希望する全ての小学生を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図る。